あての木園

訪問介護センターのご案内

住み慣れた家で、安心して快適な日々を過ごすことができますように、私たちホームへルパーがお手伝い致します!(当センターは特別養護者人ホームあての木園に併設しております)

問い合わせ・見学のご希望の方は

〒929-2378 石川県輪島市三井町小泉上野2番地

社会福祉法人 輪島市福祉会 あての木園

5(0768)26-1910 FAX(0768)26-1751

メール: <u>atenoki@skyblue.ocn.ne.jp</u> <u>http://www.amusewajima.gr.jp/atenokien/</u> 社会福祉法人 輪島市福祉会 理念: 尊厳・共生・向上

私たちの基本理念

私たちは、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、地域社会と共に自立した生活を営むことができるように支援します。

私たちは、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図ります。

私たちの基本方針

- 1. 超高齢化が進むなか、高齢者を取り巻く環境の変化、介護保険制度を取り巻く厳しい 情勢を踏まえ、当法人の役職員が社会福祉法人の使命や自ら果たすべき役割を再認識 し、介護者としての本旨にたちかえり高齢者福祉の進展に寄与します。
- 2. 地域の方々の社会福祉支援を目的に、誠心誠意のサービスに努めます。
- 3. 個人の尊厳を保持しつつ、介護サービスが「いつでも・どこでも・だれでも」利用できるように努めます。
- 4. すべての役職員は、倫理・理念を遵守し、専門性を高め、地域の一員として社会福祉の充実を目指します。

訪問介護

住み慣れた家で利用できる基本サービス

介護福祉士や訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、 食事等の介護や調理、掃除等の家事を行うサービスです。

<対 象 者> 要介護 1 以上の認定を受けた方

くサービスの概要>

- ■身体介護:利用者の身体に直接接触して行う介護サービスで、日常生活動作能力や意欲の 向上のために利用者と共に行う自立支援のためのサービスです。
- ■生活援助:身体介護以外の介護であって、掃除、洗濯、調理など日常生活上の援助であり、利用者が単身、またはその家族が障害や病気等のために本人もしくは家族が家事を行うことが困難な場合に行われるサービスです。

■ 事業所連絡先 石川県輪島市三井町小泉上野 2 番地 $\mathbf{\Xi}(0768)26-1910$

■ 営 業 日 月曜日から日曜日の毎日

■ サービス提供時間 午前8時30分~午後5時30分まで

■ 通常の事業実施地域 河原田地区(旧輪島市)、三井地区(旧輪島市)

■ 苦情 受 付 : 責任者:施設長:苦情やご相談は専用窓口で受付けします

■ 訪 問 介 護 費

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

身体介護の利用料金	1,660円	30 分未満 2,490 円	時間未満 3,950 円	5,770円	830円
サービスに要する時間	20 分未満	20 分以上	30 分以上 1	1 時間以上	30 分増す毎

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

サービスに要する時間	20 分以上 45 分未満	45 分以上
生活援助の利用料金	1,820 円	2,240 円

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合利 用 料 金980 円

■ その他の加算について(訪問介護費)

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

■ その他の加算(訪問介護費)	利 用 料 金	
初回加算	2,000 円/月	
特定事業所加算	1回につき 20%の加算	
特別地域訪問介護加算	1 同にった 150/ の加笠	
※特別地域加算減額認定証がある方は、10%減額されます。	1回につき 15%の加算	
中山間地域等加算(河原田地区・三井地区を除く方に加算)	1回につき 5%の加算	
緊急時訪問介護加算	1,000円/回	
生活機能向上連携加算	1,000 円/月(3 ヶ月)	
介護職員処遇改善加算(I)	介護報酬の 13.7%加算/月	
介護職員等特定処遇改善加算(I)	介護報酬の 6.3%加算/月	

輪島市 · 穴水町

介護予防•日常生活支援総合事業

訪問介護相当サービス

住み慣れた家で利用できる基本サービス

介護福祉士や訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、掃除等の家事を行うサービスです。

要介護状態になることをできる限り防ぐ(発生を予防する)、あるいは状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的としています。高齢者の有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう支援します。

<対 象 者> 要支援1または要支援2の認定を受けた方

くサービスの概要>

■身体介護:

利用者の身体に直接接触して行う介護サービスで、日常生活動作能力や意欲の 向上の ために利用者と共に行う自立支援のためのサービスです。

■生活援助:

身体介護以外の介護であって、掃除、洗濯、調理など日常生活上の援助であり、利用者が単身、またはその家族が障害や病気等のために本人もしくは家族が家事を行うことが困難な場合に行われるサービスです。

■ 事業所連絡先 石川県輪島市三井町小泉上野 2 番地 \Box (0768)26-1910

■ 営 業 日 月曜日から日曜日の毎日

■ サービス提供時間 午前8時30分~午後5時30分まで

■ **通常の事業実施地域** 河原田地区(旧輪島市)、三井地区(旧輪島市)

■ 苦 情 受 付: 責任者:施設長:苦情やご相談は専用窓口で受付けします

■ 訪問介護相当サービス費

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

訪問介護相当サービス費	利 用 料 金
介護予防訪問介護費(Ⅰ) ※おおむね週1回程度	11,720 円/月
介護予防訪問介護費(Ⅱ) ※おおむね週2回程度	23,420 円/月
介護予防訪問介護費(Ⅲ) ※おおむね週2回を超える程度	37,150 円/月

※月ごとの定額制になっているため、月の途中からの利用開始や月の途中での終了の場合や利用者の体調不良や訪問回数の増減等があっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。

- 1. 月途中に要介護から要支援に変更になった場合。
- 2. 月途中に要支援から要介護に変更になった場合。
- 3. 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合。

(※月途中で要支援の変更があった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します)

■ その他の加算(訪問介護相当サービス費)

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

■ その他の加算(訪問介護相当サービス費)	利 用 料 金
特別地域訪問介護加算	1回につき 15%の加算
※特別地域加算減額認定証がある方は、10%減額されます。	
中山間地域等加算(河原田地区・三井地区を除く方)	1回につき 5%の加算
初回加算	2,000 円/月
生活機能向上連携加算	1,000 円/月(3 ヶ月)
介護職員処遇改善加算(I)	介護報酬の 13.7%加算/月
介護職員等特定処遇改善加算(I)	介護報酬の 6.3%加算/月

【個人情報の保護に関する方針】

利用者に安心の在宅生活をお送りいただけるよう日々努力を重ねております。「個人情報」につきましても適切に保護し管理することが非常に重要と考えております。当法人では、情報公開・開示規程及び個人情報保護規程を定め確実な履行に努めます。

【個人情報保護の利用目的】

当施設・事業所では、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定します。あらかじめ利用者本人又はご家族の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

- 1. 当施設・事業所内部での利用目的
 - ① 当施設・事業所が利用者等に提供する介護サービス
 - ② 介護保険事務
 - ③ 介護サービスに利用にかかる当施設・事業所の管理運営事務のうち次のもの
 - (●事故等の報告 ●当該利用者の介護・医療サービスの向上 ●入退居等の管理 ●利用・中止等の管理 ●会計、経理)
- 2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的
 - ① 当施設・事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - (●利用者に居宅・施設サービスを提供する他の居宅サービス事業所・施設や居宅介護支援事業所等との連携 (サービス担当者会議等)、照会への回答 ●利用者の診療等にあたり、外部の医師の意見・助言を求め る場合 ●家族等への心身の状況説明)
 - ② 介護保険事務のうち
 - (●審査払い機関へのレセプトの提出 ●審査払い機関又は保険者からの照会への回答)
 - ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

- 1. 当施設・事業所内部での利用に係る利用目的
 - ① 当施設・事業所の管理運営事務のうち次のもの
 - ●介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ●当施設・事業所において行われる学生等の実習の協力
 - ●当施設・事業所において行われる事例研究)
- 2. 他の事業所等への情報提供に係る利用目的
 - ① 当施設・事業所の管理運営業務のうち
 - ●外部監査機関への情報提供





